

健康を大切に。環境を大切に。

# 中部公衆だより

No.  
**22**  
2020.1



Photo: 今田人形 戎舞【えびすまい】(撮影 窪田進さん)



一般財団法人  
中部公衆医学研究所

## 年初にあたり

謹んで新年のお慶びを申し上げます。

皆様には、日頃より多大なるご支援をいただいておりますこと、心より御礼申し上げます。

本年は令和始まって以来、最初に新年を迎える年になります。

このところ毎年のように、日本各地で風水被害のニュースが紙面に見られておりましたが、今年こそは穏やかな年であることを願ってやみません。

ちなみに本年は、十干が庚（かのえ）、十二支が子（ねずみ）の庚子（かのえね）となります。庚という字は、臼と杵で穀物を搗いている形から来ていますが、つまりそれまでの形から違うものへと変化する、すなわち「更る（かわる）」様子を意味し、干支の最初の「子（ね）」は、新たに芽生えていろんな方向に育ち始めることを意味するとも言われます。

皆様におかれましては、そのような更なる発展の「庚子年」であることを、御祈念申し上げます。

当法人も新たに変化成長すべきところは伸ばし、かつ基本姿勢は変わらず皆様の健康と環境をお守りすべく邁進する所存です。

本年もどうぞよろしくお願い申し上げます。



理事長 西澤 良齊

## 労働基準監督署への報告書類が、 インターネット上で作成できるようになりました

労働基準監督署への報告書類（安全衛生関係）4種類が、令和元年12月2日からインターネット上で作成して印刷できるようになりました。

24時間365日インターネット上で「定期健康診断結果報告書」の作成ができ便利です。メニューから指示どおりに入力すればよいので、未記入・誤記入がなくなります。また、過去の保存データを用いた入力が可能ですので事務作業の簡素化につながります。

### ⚠️ 注意していただきたい点 ⚠️

- ・ インターネット上では特殊健康診断・じん肺健康診断等の報告書は作成できません。  
定期健康診断以外は従来どおりの対応をお願いします。
- ・ オンライン化ではありません。作成した帳票は必ず印刷した上で、所轄の労働基準監督署へご提出をお願いします。
- ・ インターネット上で保存されません。次回以降に活用される場合は、ご自身のパソコンに保存してください。

「労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス（厚生労働省）」

URL <https://www.chohyo-shien.mhlw.go.jp/>

# 情報機器作業における労働衛生管理のための ガイドラインが策定されました

昨年7月12日に基発0712第3号『情報機器作業における労働衛生管理のためのガイドライン』が策定されました。これにより平成14年4月5日付け基発第0405001号『VDT作業における労働衛生管理のためのガイドライン』は廃止となっています。当財団も新ガイドラインに準拠すべく準備を進めてまいりましたが、令和2年度より新ガイドラインでの健康診断を実施する形となりましたので、ここで健康診断を主に新ガイドラインの解説をしたいと思えます。

## 背景

平成14年にVDTガイドラインが策定されて以降、ハードウェア・ソフトウェア双方の技術革新により、職場におけるIT化はますます進行しており、情報機器作業を行う労働者の範囲はより広くなり、作業形態はより多様化してきています。この為、従来のように作業を類型化してその類型別に健康確保対策の方法を画一的に示すことは困難となってきています。その為、作業の拘束性を主眼においた管理に移行しました。

## 情報機器作業とは

新ガイドラインでは、事務所においてディスプレイ（画面表示装置）を備えた情報機器を使用する作業全般を情報機器作業としています。ディスプレイを備えた情報機器を対象としており、キーボードについては必ずしも備えていなくても対象としています。

## 拘束性とは

情報機器作業における身体的な特徴は「拘束性」という言葉で表されます。これは情報機器作業においては、画面からの情報を正確に得るために頭（眼）の位置が固定されること、さらにキーボード入力においては手の位置も限定されることから、身体の動きが極端に制限されます。また、決められた時間内に処理すべき作業量が多い場合などには精神的な負荷も加わり、心身ともに「拘束性」が強くなります。

## 対象となる作業

作業区分	作業時間又は作業内容に相当程度拘束性があるもの	それ以外
作業区分の定義 ※1	1日に4時間以上情報機器作業を行う者であって、次のいずれかに該当するもの ・作業中は常時ディスプレイを注視する、又は入力装置を操作する必要がある。 ・作業中、労働者の裁量で適宜休憩※2を取ることや作業姿勢を変更することが困難である。	左記以外の情報機器作業
作業の例	・コールセンターで相談対応（その対応録をパソコンに入力） ・モニターによる監視、点検、保守 ・パソコンを用いた校正、編集、デザイン ・プログラミング ・CAD作業 ・伝票処理 ・テープお越し（音声の文書化作業） ・データ入力	・左記の作業で4時間未満のもの ・左記の作業で4時間以上であるが労働者の裁量による休憩をとることができるもの ・文書作成作業 以下、4時間以上のもも含む ・経営等の企画・立案を行う作業 ・主な作業として会議や講演の資料作成 ・経理業務 ・庶務業務 ・情報機器を使用した研究
健康診断	全員実施	自覚症状を訴える者のみ実施

※1「作業の例」に掲げる例はあくまで例示であり、実際に行われている（又は行う予定の）作業内容を踏まえ、「作業区分の定義」に基づき判断してください。

※2ここでの「休憩」とは、食事等の休憩のみではなく、目線をディスプレイから外したり、簡単な運動をしたりする等の軽微なものを断続的に行うことも含まれます。

## 情報機器作業に関する健康診断の概略の新旧ガイドライン対比

配置前健康診断		定期健康診断	
旧ガイドライン	新ガイドライン	旧ガイドライン	新ガイドライン
業務歴の調査	業務歴の調査	業務歴の調査	業務歴の調査
既往歴の調査	既往歴の調査	既往歴の調査	既往歴の調査
自覚症状の有無（問診）	自覚症状の有無（問診）	自覚症状の有無（問診）	自覚症状の有無（問診）
5m視力 50又は30cm視力 屈折視力 眼位検査 調節機能検査	5m視力 50又は30cm視力 屈折視力 眼位検査 調節機能検査	5m視力 50又は30cm視力	5m視力 50又は30cm視力 眼位検査 ・40歳以上の者 調節機能検査 ・40歳以上の者
筋骨格検査 （自覚症状及び作業区分により省略可）	筋骨格検査 （自覚症状に異常がなければ省略可）	筋骨格検査 （自覚症状及び作業区分により省略可）	筋骨格検査 （自覚症状に異常がなければ省略可）

## 健診実施お申し込み時の注意

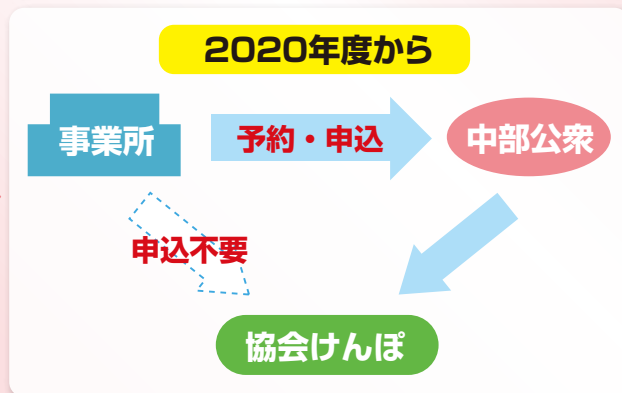
上記のとおり、一部の項目が追加されたという形ですが、こちらに書ききれない省略基準もありますので、ご検討の際にお問い合わせ頂ければと思います。お申込み・お問い合わせは下記担当までご連絡ください。

（一財）中部公衆医学研究所 健康管理部 企画渉外課 TEL0265-24-1505

# 協会けんぽ 生活習慣病予防健診の 申し込み方法が変わります

令和2年4月1日受診分から

中部公衆医学研究所へ直接お申し込みください。



3月に協会けんぽから『生活習慣病予防健診対象者一覧』が届いたら…

- 保険証の記号・番号、氏名、性別、生年月日を確認
- 希望する健診項目へ○をする
- 健診機関名、健診予定日（希望日）の記入

中部公衆医学研究所へ提出してください。

お問い合わせ先／TEL.0265-24-1505 FAX.0265-21-3008

情報提供サービスの機能が、令和2年2月下旬より一部変更されます。

健診対象者一覧（令和2年度分）をダウンロードして、予約時に活用いただけます。

詳しくは、協会けんぽホームページをご覧ください。<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/>



令和となり初めての新年を迎えました。

皆様はどのような願いを込めて、どのような目標を掲げて新年をスタートしているのでしょうか。

この1年が皆様にとってよりよい1年でありますよう、心からお祈り申し上げます。（機関紙発行委員会）

中部公衆だより  
第22号

発行

一般財団法人 中部公衆医学研究所 〒395-0051 長野県飯田市高羽町6丁目2-2  
電話(0265)24-1777(代表) FAX(0265)24-2330 <http://www.chubukosyu.or.jp>  
健康づくり部 企画情報課：(0265)24-1505 健康相談課：(0265)24-1507 環境衛生部：(0265)24-1509